

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人 まこと鳴滝会
主たる事務所の所在地	和歌山県和歌山市園部 381 番地 28
法人等種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 富森 義登
電話番号	073-455-6469

第 2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	まことたまいけ保育園
施設の所在地	名古屋市西区玉池町 237 番地
施設長氏名	園長 松原あづさ
連絡先	電話 052-508-6306 FAX 052-508-6307

第 3 施設の目的・運営方針

まことたまいけ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

（1）子どもの発見と発達支援

乳幼児期は、身体機能・運動機能・情緒・認知力などが目覚ましいスピードで発達を遂げ、人間形成の上できわめて重要な時期である。一人ひとりの子どものみずから生きる力と特性をしっかりと見極め、それぞれの子どもの発達段階に応じて最も適切な支援をおこなう。

(2) 保育の基本姿勢

子どもが健やかに育つために最も重要な環境要件である保育者は、保育に関する知識・技術を磨くとともに、豊かな感性のもと、一人ひとりの子どもの心に寄り添いながら、子どもが育つため最もよい環境の一員として機能していきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	487.56㎡
	屋外遊戯場	159.53㎡
園舎	構造	木造2階建
	延べ面積	324.69㎡

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室・ほふく室	1室	さくら組(0歳児)もも組(1歳児)
保育室	4室	ちゅーりっぷ組(2歳児)、ゆり組(3歳児)、たんぽぽ組(4歳児)ばら組(5歳児)
遊戯室	1室	多目的室
調理室	1室	
事務室兼医務室	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定子ども		30人
3号認定子ども	満1歳以上	24人
	満1歳未満	6人

第 6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任保育士	1	1		
保育士	10	9	1	
医師（嘱託医）			2	
看護師	1	1		
事務職員				

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第 7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8：30 ～ 17：30	
主任保育士	8：30 ～ 17：30	
保育士	早番 7：00 ～ 16：00 日勤 8：30 ～ 17：30 遅番 10：00 ～ 19：00 *ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
看護師	9：00 ～ 17：00	
事務職員		

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第 8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月曜日から土曜日	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7:00 ~ 18:00 (~19:00)
		土曜日	7:00 ~ 18:00 (~19:00)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:30 ~ 16:30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第 9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育の理念

—基本理念—

まこと鳴滝会が運営する保育施設は、「養護」と「幼児教育」を一体的に行う中で、子ども一人ひとりを尊重しながら、生きる力の基礎を身につけられるように、地域の状況に応じた「子育て支援」を展開し、保育を担う施設としての社会的役割を果たしていきます。

《養護》

安全で快適な環境のもと、子どもの心をしっかりと受け止め、一人ひとりの発達に応じた適切な援助やかかわりによって、豊かで健康な心と身体を育てます。

《幼児教育》

子どもたちが身近な環境や人と関わりながら、子ども主体の多様な遊びや生活を通じて育みたい資質や能力を身につけ、将来に向けて生きる力の源となるような学びができるようにします。

《子育て支援》

すべての子育て家庭を対象として、地域や時代的なニーズにあった、また、園の特性を生かし、地域や他機関との連携及び協働による相談や援助など、地域に開かれた子育て支援を展開します。

—保育方針—

心身ともに健やかな育成を図り、人としての基礎を作ります。情操教育を高め、豊かな個性を育み、未来へ向かう全身力を養い、無限の可能性を大きく伸ばすことを目指します

(2) 当園の保育の目標

- 1.強くたくましい子ども
- 2.思いやりのある子ども
- 3.よく考え正しく行動できる子ども
- 4.生き生きとチャレンジ精神のある子ども

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

- ・年齢別保育を基本とし、年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成する。
- ・0・1・2歳児については個別計画も作成する。

(4) 当園の特色のある保育

- ・英会話・リトミック・体操

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
～9:00	順次登園 登園時健康チェック【検温等】		平日保育に準じる
9:30	おやつ（2歳児まで）		
10:00	通常保育【外遊び、設定保育等】		
11:00	給食		
12:00	午睡（3歳児まで）		
14:30	おやつ		
15:00	保育【設定保育、自由遊び】		
15:30 以降	以後降園までは各自に合わせた保育提供		

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

※ 3歳児は2月頃まで、4・5歳児は夏季期間のみ午睡します。

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	・進級式 ・入園式
5月	・こどもの日お祝い会 ・園外保育（3・4・5歳児）
6月	・プール開き ・歯科検診
7月	・七夕まつり会 ・内科健診
8月	・プール遊び
9月	・運動会
10月	・ハロウィン
11月	・地域交流会
12月	・クリスマス会
1月	
2月	・節分 ・内科健診
3月	・ひなまつり会 ・お別れ遠足・卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

(7) 給食の提供

- ・毎月の献立表に基づき、原則、完全給食の提供を行います。
- ・望ましい食習慣の定着を促すとともに、児童の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応を行います。

(8) その他の事業の実施状況

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

- ・名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。
- ・3歳クラスから5歳クラスまでの全てのお子さん、0歳クラスから2歳クラスまでのおさんは、住民税非課税世帯を対象として、利用料無償。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用される場合は、名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
延長保育利用料	A階層、B階層	日額 0円
	C階層	日額 100円
	D階層	日額 200円
おやつ代		1回 50円

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

※ その他、園外保育（遠足）等、これ以外に費用が発生することがある際には、事前にお知らせいたします。

※ 年収 360 万円未満相当世帯及び就学前児童から数えて第 3 子以降のお子さんについては、副食費は免除されます。副食費の免除対象者については、区役所民生子ども課からお知らせがあります。なお、主食費については、免除はありません。

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 緊急時等の対応方法

(1)医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	やまかわこどもクリニック
医師名	山川 毅
所在地	名古屋市西区八筋町158-1
電話番号	052-502-5021
医療機関の名称	フタカタ歯科
医師名	鈴木 一
所在地	名古屋市西区五才美町15ハイツサンワ1F
電話番号	052-505-3334

(2)災害共済給付制度への加入

当園の管理下において災害（負傷・疾病・障害等）が発生し、医療機関を受診した際（ただし診療報酬点数が500点以上の場合）、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子さんが加入の対象となります。

第 13 非常災害対策

暴風警報発令時	
保育時間中に発令された場合	施設長の判断で降園する（保護者へ連絡）
保育時間外に発令された場合	午前 6：00 現在発令されており継続が予想される場合登園を見合わせてください
保育時間中に解除された場合	施設の保全状態を確認し、解除後 2 時間を目安に保育を開始します。
	警報解除が午前 9：00 を過ぎた場合はお弁当をお持たせください
	午前 11：00 現在発令されており継続することが予測される場合は、危険ですから登園を見合わせてください
大雨洪水警報発令時	
保育時間中・保育時間外	保育を行いますが、地域的に危険があると予測される場合は、登園を見合わせてください
高齢者等避難（警戒レベル 3）・避難指示（警戒レベル 4）・特別警報発令時	
保育時間中に発令された場合	休園とします。 保護者の方はお迎えをお願いします。 避難場所（比良西小学校）へ避難します。
保育時間外に発令された場合	解除されるまで休園。
避難訓練	非常災害に備えて、月 1 回の避難訓練を実施 職員に対しては、避難場所の周知徹底、避難場所への誘導、避難訓練を行う 火災：7 回/年（地震からの火災想定 3 回含む） 地震：5 回/年 不審者対応：1 回/月（火災、地震、洪水とは別に実施）
災害用備蓄	飲料水・粉ミルク・紙おむつ等乳児に必要な用品 飲料水・乾パン等の幼児に必要な用品 簡易トイレ・非常用ライト・蓄電池等

第 14 防犯、事故防止のための措置

当園は、利用乳幼児の安全を確保するため、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにしています。

万が一事故発生の場合、最低限の応急処置を行い、事故記録簿もつけていきます。

また災害、事故等が発生の場合は速やかに避難を行うことができるよう、避難訓練を実施し、安全に留意した保育所運営を行います。

第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情受付担当者 主任 植木千登勢 苦情解決責任者 園長 松原あづさ
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水四丁目17番1号 電 話 052-910-7976 F A X 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第 17 その他留意していただきたいこと

個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

※この重要事項説明書の内容は、令和4年1月現在の情報です。